

平成 29 年 第 1 回

組合議会議案定例会議案

紀南環境広域施設組合

平成29年第1回紀南環境広域施設組合議会定例会議案目次

1 定報告第1号	専決処分事項について	1
	(1) 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2
	(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児 又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律 等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	7
1 定議案第1号	土地の取得について	10
1 定議案第2号	平成28年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算(第1号)	12
1 定議案第3号	平成29年度紀南環境広域施設組合一般会計予算	17
1 定議案第4号	西牟婁郡公平委員会規約の廃止について	32
1 定議案第5号	和歌山県と紀南環境広域施設組合の公平委員会に関する事務の委託につ いて	34
1 定議案第6号	紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一 部改正について	36

1 定報告第 1 号

専決処分事項について

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年 2 月21日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

記

- 1 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の80」を「、6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90」に改める。

附則第5項中「100分の1.2」を「、6月に支給する場合には100分の1.2、12月に支給する場合には100分の1.35」に、「100分の80」を「、6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800

23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800

58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000		
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200		
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		

93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800	380,700		
95		294,400	342,300	381,100		
96		294,800	342,700	381,500		
97		295,000	342,800	381,800		
98		295,300	343,300	382,300		
99		295,700	343,700	382,700		
100		296,100	344,000	383,100		
101		296,300	344,300	383,400		
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			
110		299,100	348,100			
111		299,500	348,400			
112		299,800	348,700			
113		299,900	349,200			
114		300,200				
115		300,500				
116		300,900				
117		301,100				
118		301,300				
119		301,600				
120		301,900				
121		302,300				
122		302,500				
123		302,800				
124		303,100				
125		303,400				

第2条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の85」に改める。

附則第5項中「、6月に支給する場合には100分の1.2、12月に支給する場合には100分の1.35」を「100分の1.275」に、「、6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の85」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

平成28年12月20日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「までの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「正常な運営を妨げる」を「運営に支障がある」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「に規定する日常生活を営むのに支障がある者を」を「の要介護者を」に、「子のある職員(」を「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。))のある職員(」に、「に規定する日常生活を営むのに支障がある者(」を「の要介護者(」に改め、「(規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))」を削り、「」における」との次に「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と」を加える。

第12条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。))」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、規則で定める」を「指定期間内において必要と認められる」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。))内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、その勤務しない1時間につき、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第2条 紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第4項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

（紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第4条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第6条に規定する事由に該当したことにより、当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより、当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第4条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

第4条 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

附 則

- 1 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）の施行の日（平成29年1月1日）から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

平成28年12月20日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

1 定議案第 1 号

土地の取得について

広域廃棄物最終処分場整備事業用地（一部）として、次のとおり土地を取得することについて、紀南環境広域施設組合議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 25 年紀南環境広域施設組合条例第 23 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 21 日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

記

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1 場 所 | 田辺市稲成町字天王原 2680 番 2 ほか 4 筆 |
| 2 面 積 | 8,692.53 平方メートル |
| 3 取得予定価格 | 27,777,003 円 |
| 4 取得の相手方 | 田辺市稲成町 2564 番地
小 谷 武 男ほか 1 人 |

所在地	面積(m ²)	予定価格(円)
田辺市稲成町字天王原2680番2	4,543.17	8,587,155
田辺市稲成町字天王原2680番3	2,905.07	14,525,350
田辺市稲成町字天王原2680番9	34.10	51,150
田辺市稲成町字天王原2680番10	73.74	36,870
田辺市稲成町字天王原2682番11	1,136.45	4,576,478
合 計	8,692.53	27,777,003

1 定議案第 2 号

平成28年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 1 号）

平成28年度紀南環境広域施設組合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 181,487 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 145,683 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年 2 月21日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		313,656	-172,412	141,244
	1 負担金	313,656	-172,412	141,244
2 県支出金		6,574	-4,537	2,037
	1 県補助金	6,574	-4,537	2,037
4 繰入金		6,577	-4,538	2,039
	1 基金繰入金	6,577	-4,538	2,039
歳 入 合 計		327,170	-181,487	145,683

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 衛生費		302,912	-181,487	121,425
	1 清掃費	302,912	-181,487	121,425
歳 出 合 計		327,170	-181,487	145,683

1. 歳入

1 款 分担金及び負担金

(単位 千円)

目	予算額	節		説明
		区分	金額	
1 負担金	補正前の額 313,656 補正額 -172,412 計 141,244	2 衛生費負担金	-172,412	田辺市 -77,536 新宮市 -23,509 みなべ町 -4,909 白浜町 -24,909 上富田町 -14,353 すさみ町 -3,653 那智勝浦町 -9,236 太地町 -1,574 古座川町 -781 串本町 -11,952
計	補正前の額 313,656 補正額 -172,412 計 141,244			

2 款 県支出金

1 項 県補助金

(単位 千円)

目	予算額	節		説明
		区分	金額	
1 衛生費県補助金	補正前の額 6,574 補正額 -4,537 計 2,037	1 清掃費補助金	-4,537	廃棄物処理施設整備等事業費補助金
計	補正前の額 6,574 補正額 -4,537 計 2,037			

1. 歳入

4 款 繰入金		1 項 基金繰入金		(単位 千円)	
目	予算額	節		説明	
		区分	金額		
1 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金	補正前の額 6,577 補正額 -4,538 計 2,039	1 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金	-4,538	廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金	
計	補正前の額 6,577 補正額 -4,538 計 2,039				

2. 歳出

3 款 衛生費 1 項 清掃費 (単位 千円)

目	予算額	補正前の額	補正額	補正計	補正額の財源内訳	節		説明
						区分	金額	
1 広域最終処分場整備事業費	302,912	302,912	-181,487	121,425	国県支出金	17 公有財産購入費	-93,857	用地購入費
					地方債	22 補償補填及び賠償金	-87,630	樹木補償費
計	302,912	302,912	-181,487	121,425	その他 一般財源			
					国県支出金			
					地方債			
					その他 一般財源			

1 定議案第 3 号

平成29年度紀南環境広域施設組合一般会計予算

平成29年度紀南環境広域施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 251,218 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年 2月21日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		241,568
	1 負担金	241,568
2 県支出金		4,659
	1 県補助金	4,659
3 財産収入		328
	1 財産運用収入	328
4 繰入金		4,662
	1 基金繰入金	4,662
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		251,218

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		622
	1 議会費	622
2 総務費		22,870
	1 総務管理費	22,870
3 衛生費		226,726
	1 清掃費	226,726
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		251,218

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入) (単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比	較
1 分担金及び負担金	241,568	313,656		-72,088
2 県支出金	4,659	6,574		-1,915
3 財産収入	328	362		-34
4 繰入金	4,662	6,577		-1,915
5 諸収入	1	1		0
歳入合計	251,218	327,170		-75,952

(単位 千円)

(歳 出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源		その他	
				国県支出金	地方債		
1 議会費	622	613	9	6	0	7	609
2 総務費	22,870	22,645	225	86	0	88	22,696
3 衛生費	226,726	302,912	-76,186	4,567	0	4,896	217,263
4 予備費	1,000	1,000	0	0	0	0	1,000
歳 出 合 計	251,218	327,170	-75,952	4,659	0	4,991	241,568

2. 歳入

1 款 分担金及び負担金		1 項 負担金		説 明	(単位 千円)
		区 分	金 額		
1 負担金	本年度 241,568 前年度 313,656 比較 -72,088	1 総務費負担金	24,305	田辺市 10,438 新宮市 3,283 みなべ町 792 白浜町 3,553 上富田町 2,039 すさみ町 653 那智勝浦町 1,322 太地町 324 古座川町 222 串本町 1,679	
		2 衛生費負担金	217,263	田辺市 97,049 新宮市 29,750 みなべ町 6,314 白浜町 32,285 上富田町 18,046 すさみ町 5,009 那智勝浦町 11,294 太地町 1,908 古座川町 950 串本町 14,658	
計	本年度 241,568 前年度 313,656 比較 -72,088				

2. 歳入

2 款 県支出金	1 項 県補助金		予 算 額	節		説 明
	目	区 分		金 額	説 明	
1 衛生費県補助金		1 清掃費補助金	4,659 前年度 比 較		4,659	廃棄物処理施設整備等事業費補助金
計			4,659 前年度 比 較			

(単位 千円)

3 款 財産収入	1 項 財産運用収入		予 算 額	節		説 明
	目	区 分		金 額	説 明	
1 利子及び配当金		1 利子及び配当金	328 前年度 比 較		328	施設整備事業基金積立金利子 114 廃棄物最終処分場運営適正化基金積立金利子 214
計			328 前年度 比 較			

(単位 千円)

4 款 繰入金	1 項 基金繰入金		予 算 額	節		説 明
	目	区 分		金 額	説 明	
1 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金		1 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金	4,662 前年度 比 較		4,662	廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金

(単位 千円)

2. 歳入

4 款 繰入金	1 項 基金繰入金		予 算 額	節		説 明
	目	区 分		区 分	金 額	
	計		4,662 6,577 比 較			

(単位 千円)

5 款 諸収入	1 項 雑入		予 算 額	節		説 明
	目	区 分		区 分	金 額	
1 雑入		1 雑入	1 1 0 比 較		1	雇用保険料自己負担分
	計		1 1 0 比 較			

(単位 千円)

3. 歳出

1 款 議会費

(単位 千円)

1 項 議会費

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明			
			区分	金額				
1 議会費	本年度 前年度 比較 622 613 9	国県支出金 地方債 その他 一般財源 609	1 報酬	243	議長報酬 副議長報酬 議員報酬 216			
			4 共済費	33	総合事務組合負担金 (非常勤職員公務災害補償分)			
			9 旅費	198	費用弁償			
			10 交際費	70	交際費			
			11 需用費	10	消耗品費			
			12 役員費	68	通信費			
			計	本年度 前年度 比較 622 613 9	国県支出金 地方債 その他 一般財源 609			

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 千円)

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
1 一般管理費	本年度 前年度 比較 22,870 22,645 225	国県支出金 地方債 その他 一般財源 22,696	1 報酬	243	監査委員報酬 (2人) 管理者報酬 (1人) 副管理者報酬 (9人) 135
			2 給料	9,060	一般職給 (2人)
			3 職員手当等	4,935	扶養手当 通勤手当 住居手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 528 52 318 300 2,169 1,418

3. 歳出

2 款 総務費 1 項 総務管理費 (単位 千円)

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
					児童手当 150
			4 共済費	3,124	公務災害補償基金負担金 49 総合事務組合負担金(非常勤職員公務災害補償分) 5 市町村職員共済組合負担金 3,070
			7 賃金	1,960	臨時職員賃金
			9 旅費	34	費用弁償 7 普通旅費 27
			10 交際費	70	交際費
			11 需用費	600	消耗品費 180 車両修繕料 120 車両燃料費 300
			12 役務費	374	通信費 230 車両保険料 43 車検手数料 11 口座振替等手数料 85 健康検査手数料 5
			13 委託料	290	警備保障管理委託料 91 システム保守委託料 195 公平委員会事務委託料 4
			14 使用料及び賃借料	2,180	電子計算機借料 92 複写機借料 665 事務所借料 1,251 通行料 43 電話機借料 129
計	本年度 22,870 前年度 22,645 比較 225	国県支出金 86 地方債 0 その他の 88 一般財源 22,696			

3. 歳出

3 款 衛生費

1 項 清掃費

(単位 千円)

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明	
			区分	金額		
1 広域最終処分場整備事業費	本年度	226,726	本年度の財源内訳 国県支出金 4,567 地方債 0 その他 4,896 一般財源 217,263	2 給料	22,523	一般職給(5人)
	前年度比較	302,912 -76,186		3 職員手当等	13,759	扶養手当 1,662 通勤手当 244 管理職手当 1,408 時間外勤務手当 800 休日勤務手当 10 期末手当 5,591 勤勉手当 3,656 管理職員特別勤務手当 28 児童手当 360
				4 共済費	7,400	公務災害補償基金負担金 124 市町村職員共済組合負担金 7,276
				9 旅費	280	普通旅費
				11 需用費	610	消耗品費 80 食糧費 50 車両修繕料 180 車両燃料費 300
				12 役務費	106	車両保険料 52 車検手数料 50 健康検査手数料 4
				14 使用料及び賃借料	43	通行料
				17 公有財産購入費	93,858	用地購入費
				18 備品購入費	180	庁用器具購入費
				22 補償補填及び賠償金	87,631	樹木補償費
				25 積立金	328	施設整備事業基金積立金 114 廃棄物最終処分場運営適正化基金積立金 214
				27 公課費	8	自動車重量税

3. 歳出

3 款 衛生費 1 項 清掃費 (単位 千円)

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
計	本年度 前年度 比較	226,726 302,912 -76,186	本年度の財源内訳 国県支出金 地方債 その他 一般財源	4,567 0 4,896 217,263	

4 款 予備費 1 項 予備費 (単位 千円)

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
1 予備費	本年度 前年度 比較	1,000 1,000 0	本年度の財源内訳 国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 1,000	1,000
計	本年度 前年度 比較	1,000 1,000 0	本年度の財源内訳 国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 1,000	

給与費明細書

(単位 千円)

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給与	期末手当	その他の手当			
本年度	長等	153				153		
	議員	243				243		
	その他の特別職	90				90		
	計	486				486		
前年度	長等	153				153		
	議員	243				243		
	その他の特別職	90				90		
	計	486				486		
比較	長等	0				0		
	議員	0				0		
	その他の特別職	0				0		
	計	0				0		

2 一般職

(単位 千円)

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与			共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当			
本年度	7		31,583	18,694	10,040	60,317	
前年度	7		31,417	17,925	10,386	59,678	
比較	0		166	769	-296	639	

(単位 千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務 手当	休日勤務 手当	期末手当	勤勉手当	管理職特別 勤務手当	児童手当
前年度	1,704	330	318	1,408	1,160	10	7,623	4,691	21	660	
比較	486	-34	0	0	-60	0	137	383	7	-150	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減額事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	166	給与改定に伴う増減分	29	給与改定の状況 (前年度) 給与の改定率 0.09%
		昇給に伴う増加分	249	平均昇給率 0.22%
		その他の増減分	-112	
職員手当	769	制度改定に伴う増減分	383	勤勉手当 6月支給分 0.85月分 (旧0.80月分) 12月支給分 0.85月分 (旧0.80月分)
		その他の増減分	386	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均年齢	一般行政職
平成29年 1月1日 現在	375,132	427,634	46歳4月	
平成28年 1月1日 現在	373,117	419,767	47歳8月	

イ 初任給

区分	一般行政職	国の制度
高校卒	146,100	一般職 (高卒)
大学卒	178,200	一般職 (大卒)

(級別の標準的な職務内容)

区分	一般行政職
7級	部長の職務
6級	課長の職務
5級	困難な業務を行う係長の職務
4級	係長の職務又は困難な業務を行う主査の職務
3級	主査の職務
2級	主事の職務
1級	事務員の職務

エ 昇級

区分		一般行政職
本年度	職員数	(A) (人) 7
	昇給に係る職員数	(B) (人) 6
	号給数別内訳	4号給 (人) 6
	比率(B)/(A)	(%) 85.7%
前年度	職員数	(A) (人) 7
	昇給に係る職員数	(B) (人) 7
	号給数別内訳	4号給 (人) 7
	比率(B)/(A)	(%) 100.0%

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
平成29年 1月1日 現在	7級	1	14.3%
	6級	1	14.3%
	5級	4	57.1%
	4級		
	3級	1	14.3%
	2級		
	1級		
	計	7	100.0%
平成28年 1月1日 現在	7級	1	14.3%
	6級	1	14.3%
	5級	3	42.9%
	4級	1	14.3%
	3級	1	14.3%
	2級		
	1級		
	計	7	100.0%

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	2.075	2.225	4.300	有	
前年度	2.025	2.175	4.200	有	
国の制度	2.075	2.225	4.300	有	

カ その他の手当

区分	国の制度 との異同	差異の内容	
		組合	国
扶養手当	異なる	配偶者 13,000円 子 6,500円	配偶者 10,000円 子 8,000円
住居手当	同じ		
通勤手当	異なる	交通用具使用者 通勤距離及び交通用具の種類に応じて支給 自動車 2,100円～55,000円 自動車以外の交通用具 1,500円～25,400円	交通用具使用者 通勤距離に応じて支給 2,000円～31,600円

1 定議案第 4 号

西牟婁郡公平委員会規約の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の7第2項の規定により、平成29年3月31日をもって、西牟婁郡公平委員会の共同設置を廃止したいので、西牟婁郡公平委員会規約を廃止する規約を次のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

平成29年2月21日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

提案理由

共同設置する地方公務員法に定める公平委員会の事務を和歌山県へ委託することに伴い、西牟婁郡公平委員会の共同設置を廃止するものである。

西牟婁郡公平委員会規約を廃止する規約

西牟婁郡公平委員会規約（昭和39年規約第1号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 西牟婁郡公平委員会規約の廃止に伴い、当該事務に係る経費に剰余金が生じたときは、その剰余金は、上富田町に帰属するものとする。

1 定議案第 5 号

和歌山県と紀南環境広域施設組合の公平委員会に関する事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託をしたいので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月21日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

提案理由

地方公務員法に定める公平委員会の事務を和歌山県に委託するものである。

和歌山県と紀南環境広域施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(委託)

第1条 紀南環境広域施設組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規定の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、紀南環境広域施設組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀南環境広域施設組合管理者が協議して定めるものとする。

(委任)

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀南環境広域施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

1 定議案第6号

紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年2月21日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

提案理由

地方公務員法に定める公平委員会の事務を和歌山県に委託することに伴い、所要の改正を行うものである。

紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例

紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

（公平委員会の業務に関する報告）

第4条 管理者は、毎年6月末までに、和歌山県人事委員会から前年度における公平委員会の業務に関する状況の報告を受けるものとする。

（公平委員会の業務に関する報告事項）

第5条 管理者が前条の規定により和歌山県人事委員会から報告を受ける事項は、次の事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第5条の規定にかかわらず、平成28年度分の公平委員会の業務に関する状況の報告については、なお従前の例による。